

手話普及啓発委託業務仕様書

1 業務名称

手話普及啓発委託業務

2 業務の目的

高知県では、令和6年12月26日に「高知県における言語としての手話の普及等の推進に関する条例（以下「県条例」という。）」を施行し、ろう者を含む全ての県民が、相互に人格と個性を尊重し合いながら共生することのできる地域社会を実現するため、言語としての手話の認識の普及、手話を習得する機会の確保、手話を使用しやすい環境の整備等の取組を進めることとしている。

この業務では、言語としての手話の認識の普及のため、手話動画やチラシ等を制作し、企業や県民の理解促進を図る。また、これらの啓発活動が、新聞、テレビ等に取り上げられるよう努めること。

3 委託期間

契約締結の日から令和8年3月31日

4 事業内容

言語としての手話の認識の普及のための動画やチラシの各種啓発物の作成、及び各種メディアによる広告の企画、素材作成及び放映等により、「県条例」の趣旨等を広く周知すること。

（1）制作動画

制作する動画の内容は以下のとおりとし、事例、シナリオ、手法、演出等については提案内容を基に、県と協議の上、制作すること。

ア テーマ

①一般県民向け：日常編

- ・手話による簡単な挨拶や自己紹介などの動画

②一般県民向け：災害編

- ・手話による避難の呼びかけや避難所生活で使用する手話などの動画

③業態別：病院編

④業態別：金融機関編

⑤業態別：買い物編

⑥業態別：飲食店編

- ・各業態で想定される手話の紹介などの動画

イ 制作する動画は、ア テーマの一般県民向けの①及び②については必須とする。

業態別の③から⑥は、テーマの中から任意で選び、2編以上制作するものとする。

また、より効果的と考えられる場合は、上記のテーマを複合もしくは追加をしてもかまわないものとする。（例：買い物・飲食店編、病院・薬局編など）

各編で別途音声ガイド版を制作すること。

ウ 収録時間は1編10分から15分程度とする。

エ 活用方法

- ・県民への普及啓発
- ・県ホームページや障害福祉課 YouTube での配信
- ・企業内研修等での活用
- ・授業での活用 など

(2) チラシの作成（デザイン含む）

ア 内容

- ・（1）で制作した動画について、各1編ごとに概要を分かりやすくまとめ、動画視聴を促すようなチラシを作成すること。

イ 規格

- ・A4縦 片面フルカラー
- ・音声コードを挿入すること

ウ 作成数

- ・（1）で制作する動画の編数分

(3) 制作

ア 実施体制

- ・効果的かつ効率的な業務履行のため、実施体制を明確化すること。
- ・制作に従事する主たる責任者及び作業者は、映像制作の実績を有すること。
- ・業務従事者に欠員が生じた場合は、速やかに同等又はそれ以上の経歴を有する代替人員を充てられる体制を有すること。
- ・啓発効果を最大限高めるため、企画提案時に業務全体のスケジュールを示すこと。

イ 資料及び情報の収集

- ・当該動画制作に必要な資料、情報等については可能な限り受託者で収集する。

ウ 撮影・編集

- ・当該動画制作に必要な撮影や映像素材の作成を行うこと。
- ・映像の加工・編集、音楽・音声やナレーションの付加、字幕・テロップの付加、手話通訳の挿入を行うこと。挿入する手話通訳に係る費用は、県が支払う。
- ・人物を撮影する場合は、肖像権に関する必要な手続きを行うこと。
- ・BGM等のための音楽素材の使用については、基本的にオリジナル又はフリー音源を使用するなど、著作権の問題が発生しないようにすること。著作権の許諾を要する場合は必要な手続きを行うこと。
- ・必要に応じて高知県と映像の試写を行うこと。試写後、高知県と修正箇所を確認の上、必要な修正を行うこと。
- ・映像名義は以下のとおりとすること。

企画・著作：高知県

制作：受託者

エ DVDの作成

制作した動画を収録したDVDの仕様は以下のとおりとする。

- ・一般的な家庭用プレーヤー及びDVD再生機能付きパソコンでの再生が可能なデータ形式とすること。
- ・レーベル面に動画のタイトルを印字すること。

(4) 各種メディアによる広告の企画、素材作成及び放映等

ア 広告の目的

「手話が言語である」という認識は一般県民に普及しておらず、また、当事者の認知度が低いことを踏まえ、一般県民だけでなく、当事者に対しても効果的に周知できるよう、下記のイ～オにより提案すること。

イ 周知・啓発方法

以下の1～4の各種メディアのうち、効果的な広告を選択し、広告を放映、放送又は掲載する。

- 1 SNS (X (旧: Twitter)、Facebook、Instagram、LINE 等)
- 2 新聞
- 3 テレビ
- 4 ラジオ

ウ 配信期間

3か月を目安とするが、高知県と受託者にて協議のうえ、閲覧数によっては期間の短縮・延長が行えるものとする。

エ ターゲット

高知県在住の一般県民、また、(1)で制作する業態別の対象となる事業者に効果的に配信されるよう検討すること。

オ 配信回数

掲載する広告は、アの目的の達成が可能となるよう、合計クリック数や最低閲覧回数、目標値を高知県と受託者の協議のうえで設定することとするが、受託者においては、目指す姿に見合う適切な目標値を算出し、事前に提案すること。

5 業務完了報告

本業務完了後、本業務で実施した内容をまとめた報告書及び次の成果品を令和8年2月27日(金)までに提出すること。

- (1) 制作した動画データ一式 (CD-R又はDVD-R)
- (2) 制作した動画データを収録したDVD 10 枚
- (3) 本業務のために撮影・作成した映像、写真等一式 (CD-R又はDVD-R)
- (4) 制作したチラシデータ一式 (CD-R又はDVD-R)

6 契約に関する条件等

(1) 契約金額

契約金額には、本業務に関わる一切の経費を含むものとする。

(2) 委託料の支払い

委託料の支払いは、原則として業務完了報告後とする。

(3) 再委託の制限

- ア 受託者は、本業務の全部を一括して第三者に委託し、又は請け負わせてはならない。
- イ 受託者は、本業務の一部を第三者に委託することができる。この場合は、事前に高知県に対して書面により、再委託の内容、再委託先（商号又は名称）、その他再委託先に対する管理方法等必要事項を報告しなければならない。

(4) その他

- ア 本業務により制作された成果物及び本業務を遂行するために撮影した映像素材等の著作権は高知県に帰属するものとする。
- イ 高知県は、当該制作物を本業務完了以降に別途、編集して使用できるものとする。
- ウ 本業務の受託者が、本業務完了後に納品した成果物の活用、再編集等を行う場合は、高知県の許可を得なければならない。
- エ 高知県が受託者に委託料として支払う金額のほか、上記実施に伴い生じる一切の経費は、受託者の負担とする。